

機関番号：32682

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730107

研究課題名 (和文) 権利者等不明著作物の利用の在り方に関する総合的考察

研究課題名 (英文) A Systematic Theoretical Investigation for the Exploitation of Orphan Works

研究代表者

今村 哲也 (IMAMURA TETSUYA)

明治大学・情報コミュニケーション学部・准教授

研究者番号：70398931

研究成果の概要 (和文)：権利者不明著作物の問題に対処する方策の一つとして、北欧諸国で採用されている拡大集中許諾制度(Extended Collective licenses)の導入が考えられる。同制度の導入を試みている英国での検討状況に鑑みると、その場合の留意事項として、同制度は集中管理団体のない著作物の分野にも配慮した制度設計を行うべきこと、また権利者等不明著作物が生じやすい分野（とりわけ写真など）の権利者の利害関係に適切に対処する必要がある。

研究成果の概要 (英文)： To deal with orphan works issues, it might be a possible option for us to introduce the extended collective licenses system which is used in Nordic countries. Considering the UK experience, which has been trying to introduce the system in its copyright system, it is noted that the new system should also be tailored for the area of works without collective management societies as well, and it is needed to balance the interests of copyright owners whose copyrighted works are easy to be orphaned, especially in the area of pictures.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：知的財産法

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：著作権 権利者等不明著作物 孤児著作物 著作権法 拡大集中許諾制度

## 1. 研究開始当初の背景

著作権法の分野では、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の利用のあり方が急速に変化する中で、過去の著作物の利用をどのように円滑化するべきかという大きな課題が提起されている。その一つの論点として、「孤児著作物 (orphan works)」といわれる、「著作権者を見出すことが困難、もしくは不可能となっているものの、著作権がいまだ存続している著作物」(米国図書館協

会 (ALA) の定義。以下、「権利者不明著作物」に対してどのように対応していくべきかという問題がある。わが国ではいわゆる「裁定制度」でこれに対応するが、十分であるとはいえない状況にあり、文化庁は、文化審議会著作権分科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」において検討を行っており、「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」(平成 20 年 10 月 9 日)も公表され、意見募集が行われていた。

本研究はこのような背景において開始された。

## 2. 研究の目的

本研究では、権利者等不明著作物の問題を議論する上で検討すべき理論的課題、考慮すべき政策利益を明らかにするため、欧米における最先端の学説と政策を紹介、分析する。また、それらの研究を参考に、我が国の現在の裁定制度で解決し切れない権利者等不明著作物の問題を是正するため法改正を行う場合の留意事項について具体的に提示する。

## 3. 研究の方法

### (1)2009 年度

研究代表者は条約上許容される著作権立法の範囲に関する資料が不足していると実感しているため、これを重点的に集めた。本年度は、権利者等不明著作物の問題に論点を絞って、最新の文献や情報（ヒアリング・質問票により収集）と従前収集した欧米の資料を分析し、その成果を公表した。以上から初年度は概ね以下の計画・方法によって研究を実施した。

①資料収集・分析：資料収集を継続しつつ、権利者等不明著作物について課題となる論点をまとめる。とくに、欧米の当該問題に対する研究成果を収集し、論点整理と分析を行う。

②海外調査：最新の欧米（特に欧州）の情報を入手するための海外調査を行う。その際、ロンドン大学クイン・メアリー校法学部の Jonathan Griffiths 上級講師に海外の研究協力者として必要な支援を仰ぐとともに、関連する論点について議論される国際会議やワークショップ等に参加するなどして、効率的かつ効果的に情報収集を行う。

③中間報告：以上の研究の成果について、できる限り迅速に論文あるいは研究ノートの形で雑誌や紀要等の媒体で報告を行い、政策立案や学術活動の議論の糧となるよう努める。また、研究会での報告も行う予定であり、現段階では、北海道大学のグローバル COE の主催する研究会において、本年度の早い段階で予備的考察の状況を試論として報告することを予定する。

### (2)2010 年度

初年度に文献資料の分析や海外調査（質問票・ヒアリング調査）により収集した研究成果を踏まえて、最終的な成果をまとめた報告書の作成が主たる作業となる。以下の計画・方法により、研究を実施する予定である。

①資料収集・分析：初年度の収集した資料の分析の他、引き続き、追加的な資料収集とそれらの分析を行う。この際、ロンドン大学クイン・メアリー校法学部の Jonathan

Griffiths 上級講師に、引き続き、海外の研究協力者としての支援を仰ぐ予定である。なお、資料収集を効率よく行うため、研究資料の整理を行うアルバイトを1名雇用する。

②海外調査：海外調査では、初年度の調査（質問票およびヒアリング）を通して共同研究を行った研究者との間で、関連する課題についての意見交換を行う。また、欧米において本研究に関連する課題を扱う著作権関連のワークショップや会議に参加し、関連情報を収集する予定である。

③最終報告：最終のまとめとして関連する最終報告書を論文の形式で纏めて専門誌等に投稿する。研究成果を報告する機会として、学内外の研究組織の開催する研究会において、報告することを予定している。

## 4. 研究成果

### (1)研究の主な成果

#### ①2009 年度

当年度は、権利者等不明著作物の問題に論点を絞って、最新の文献や情報（ヒアリング・質問票により収集）の収集とその分析に努めた。まず、資料収集・分析として、米国と英国における権利者等不明著作物に関する資料収集・分析を通して課題となる論点をまとめた。ワシントン大学ロースクールのシグニー・ニープ講師に対して書面によるアンケートの依頼を行い、回答を得た。また、海外調査を行い、最新の欧米の情報を入手するための海外調査を行ったが、米国で行ったジョージア大学ロースクールのポール・J・ヒールド教授へのヒアリングでは、2008年に提出された法案の有する米国著作権法に対する重要な変更点が、権利者等不明著作物を基礎に創作された派生的著作物について、許諾を得ない使用者も当該派生的著作物の著作権を取得することにあること等が確認できた。英国でのヒアリングでは、ロンドン大学のエイドリアン・スターリング教授にヒアリングを行うことができた。同教授は、権利者等不明著作物への対応はスカンジナビア諸国の採用する拡大集中許諾制度によることが望ましいとし、これに類似した枠組みが2010年1月に英国政府が提出したに盛り込まれていること等の知見を得ることができた。なお、拡大集中許諾制度とは、「集中処理機関が、特定分野における著作権の管理について、ある一定以上の多数の授権を得ている場合には、授権をしていない著作者や外国著作者の著作物についても、自動的に許諾をすることができる制度」と定義されている（菱沼剛『知的財産権保護の国際規範』（信山社、2009年）115頁）。本研究の研究成果であるが、本年度の研究は未だ資料収集・分析の段階にとどまるものの、とりあえず、上記のアンケート結果については、許諾を得た

上で資料の形式で早稲田大学グローバル COE の紀要に掲載した。また、研究報告の場として、北海道大学グローバル COE の研究会において、本件研究の問題意識を中心に報告を行った。

#### ②2010 年度

本年度は、初年度に文献資料の分析や海外調査により収集した研究成果と、本年度の追加的な資料収集を踏まえて、原稿をまとめる作業に努めた。追加的な資料収集として、欧州での著作権関係の会議に参加し関連情報を収集するとともに、英国では研究協力者のほか権利者団体 (Design and Artists Copyright Society や Music Publishers Association) の所属弁護士へのヒアリングを実施した。

初年度の英国でのヒアリングによって、英国において権利者等不明著作物への対応に関し、北欧諸国の採用する拡張的集中管理ライセンスの制度に類似した枠組みが、2010 年 1 月に英国政府が提出した Digital Economy Bill に盛り込まれていることが判明していた。本年度の調査によると、同法案は通過したものの、権利者等不明著作物に関する条項は法案成立直前にすべて削除されたことが分かった。議会記録の調査や関係者へのヒアリングによると、その原因は、主に写真家団体との利害調整ができなかったことによるという。同法案の制度モデルは集中管理団体の利用を前提としていたが、孤児著作物のシンボリックな存在でもある写真の著作物の権利処理の仲介はエージェントが主流であるため、集中管理団体の存在を前提とした北欧型の制度設計には不具合を生じるようである。

本研究の成果について、その一部を論文形式で早稲田大学グローバル COE の紀要に掲載した。同論文では、我が国では裁定制度の利用円滑化の法改正を行ったばかりであるが、我が国でも北欧型の拡大集中許諾制度に期待を寄せる見解もみられるところ、英国における Digital Economy Bill の規定やその土台となった British Copyright Council (BCC) の提案は我が国の更なる制度選択の可能性のとしてあり得るため、英国での議論が参考になることを示唆した。

#### (2) 得られた成果の位置づけとインパクト

本研究では、特に、権利者不明著作物の利用円滑化について立法的な改革を試みようとしている英国における最新の状況を調査・検証した点が、国内における今後の法改正等に対する情報提供として、一定の意義を有するものと位置づけられる。

特に、我が国の論者の中でも、北欧型の拡大集中許諾制度について、期待を寄せる意見があるところ、同制度を先んじて、新たに自

国の法制度に取り入れようと試みている英国の立法動向を紹介することは、我が国の政策立案に対しても、今後、これに関する議論が本格化した場合に、一定のインパクトを有することになるものと思われる。

#### (3) 今後の展望

以下、我が国で権利者不明著作物の活用に向けた法制度の改革がなされる場合を見据えながら、英国での議論がどのような示唆を与えるのかという点について、本研究の成果から導かれる今後の展望として以下に述べる。

本研究の成果として提出した論文では、英国における孤児著作物を巡る状況について、英国の現行法における孤児著作物の取り扱いと英国における近時の議論の状況を概観した。そこでは、孤児著作物の問題が英国における近年の政策課題の一つとして位置付けられていること、デジタルエコノミー法において孤児著作物の解決が図られることはなかったが、問題が消え去ったわけではなく、現在でもその議論が継続していることを述べた。

また、特に、この問題領域においては、写真家の団体が重要な利害関係者として位置付けられることも改めて確認した。写真は孤児著作物になりやすく孤児著作物のシンボリックな存在であるにもかかわらず、権利処理の仲介は写真エージェンシーが主流であるため、集中管理団体の存在を前提とした制度設計にはどうしても不具合が生じるのである。我が国で孤児著作物の利用に関する制度設計を検討する場合にも、写真家や写真家団体の利害について十分な注意を払う必要があるだろう。

つぎに、研究の成果論文では、デジタルエコノミー法案において強制許諾および北欧の拡大集中許諾制度をモデルにした制度が提案されたことに着目して、この背景となった権利者団体 (BCC) の提案とデジタルエコノミー法案との関係について明らかにした。同法案の基盤となった BCC による当初の提案における重要なポイントとして、現行法で採用されている幾つかの枠組みを援用しながら制度を構築するという発想があることについて言及した。BCC の提案は第一段階として拡大集中許諾制度を適用し、権利管理団体なき場合に著作権審判所をかませて強制許諾制度を運用するというものであったが、政府の法案はこれをもっと変容して、集中管理団体への孤児著作物に関する許諾権限の授権を前提に拡大集中許諾制度を取り入れるものとなった。我が国でこの問題を検討する際にも、受け入れられやすい法改正の有り方を検討する上で有益な示唆があるのではないかと思われる。

また、これらの議論のバックグラウンドとなっている北欧諸国における拡大集中許諾制度と、カナダを例に強制許諾制度について整理した。北欧諸国の制度に関しては、これらの国での権利管理の特徴として、著作者、実演家、出版者、製作者がそれぞれよく組織化され、集中管理団体がその国の権利者の多くを代表しているという背景がある。我が国では集中管理の現状が北欧諸国と異なる部分も多いと思われる。権利者の多くを代表している実態のある組織（(社)日本音楽著作権協会、(協)日本脚本家連盟、(協)日本シナリオ作家協会など）や特定の支分権の行使についてはそのような実態を持つ組織もあると思われるが（文献複写について(社)日本複写権センター、レコード製作者の権利について二次使用料等に係る指定団体となっている(社)日本レコード協会等）、他方で、個別のエージェンシーが権利処理を行うことが多いためにそうした代表的な団体が無い分野もあるだろう（美術や写真の分野等）。ただし、拡大集中許諾制度について分野を限定して段階的に導入するという方法はあるし、実際に北欧の歴史的な経緯はそのような段階的な発展を示唆している。

また、北欧では公衆送信における利用が拡大集中許諾制度の対象となっている。これは放送局が著作物をかなり自由に利用することを意味すると思われる。実際のところは、公衆送信という重要な場面において、著作権が報酬請求権となるのに近いものであると思われる。そのため、仮に拡大集中許諾制度の採否について検討する場合には、北欧の制度がそうしているように、オプトアウトの権利を十分に保障するという観点を忘れてはならないであろう。

カナダの例については、我が国と同様の強制許諾の枠組みをもつ国の例として示唆的である。同制度の運用実績は、少なくとも申請件数の上では我が国よりも多いので、今後、権利者不明等の場合の裁定制度を運用していく上で、参考になる部分が多いのではないと思われる。また、カナダにおける強制許諾制度に関する実証研究を紹介したが、こうした研究が可能なのは、カナダ政府が許諾証の発行に関する決定の内容を比較的詳しく公表しているためである。我が国の裁定に関して公表されているデータは、必ずしも充実したものとはいえない。円滑な利用のために平成 21 年法改正により一定の修正を行ったこともあり、今後は、少なくともカナダと同程度の情報公開を実現していくべきではないだろうか。

我が国では裁定制度の利用円滑化の法改正を行ったばかりであるが、北欧型の拡大集中許諾制度に期待を寄せる意見もみられる。仮に更なる法改正を行うのだとすれば、英国

におけるデジタルエコノミー法案のように拡大集中許諾制度をモデルにした制度設計や、BCC の提案のような強制許諾制度と拡大集中許諾制度を組み合わせたような制度設計もあり得るだろう。英国にみられた提案（あるいはこれから出される提案）は我が国にとっても更なる制度選択の可能性を示唆するものとして有益なものと考えられる。

なお、本研究の成果をまとめている時期に、研究論文の中でも言及した Ian Hargreaves 教授 (Cardiff University) の Independent Review が公表された (2011 年 5 月 18 日)。同 Independent Review では、孤児著作物に関する提案もなされているため、今後の英国の動きをうらなう上で重要な文献と位置づけることができる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

① 今村哲也、権利者不明著作物の利用の円滑化に向けた制度の在り方について—英国における近時の法案からの示唆—、季刊 企業と法創造、査読なし、28 号、2011 年、pp. 167-180

② シグニー・ニープ、今村哲也 訳、資料・孤児著作物に関するアンケート (米国) の回答について、季刊 企業と法創造、査読なし、22 号、2010 年、pp. 215-223

[学会発表] (計 2 件)

(1) 学会発表

① 今村哲也、権利者等不明著作物の利用の円滑化に向けた制度の在り方について—英国における近時の法案からの示唆—、第 9 回日本知財学会学術研究発表会、2011 年 6 月 25 日、専修大学 生田キャンパス (講演番号 1A7 として採択済み)

② 今村哲也、試論：ベルヌ条約又は TRIPS 協定上の著作権の最低保護期間を上回る部分における方式主義又は権利例外規定導入の可否について、北海道大学情報法政策学研究中心—知的財産法研究会、2009 年 4 月 25 日、北海道大学法学部 403 号室

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

今村 哲也 (IMAMURA TETSUYA)

明治大学・情報コミュニケーション学部・准教授

研究者番号：70398931